

川里区発 第1号
令和 5年4月6日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	榊原	秀忠	様
同	芝崎	正太	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年1月30日執行の都市整備部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について

里土地区画整理事務所の委託契約において、文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

委託契約に関する文書の保存につきましては、文書分類基準に基づき、「施設管理関係書」（1年保存）から「業務委託契約関係書」（5年保存）に綴り直し、川口市文書管理規程に則った対応をするように改善いたしました。

